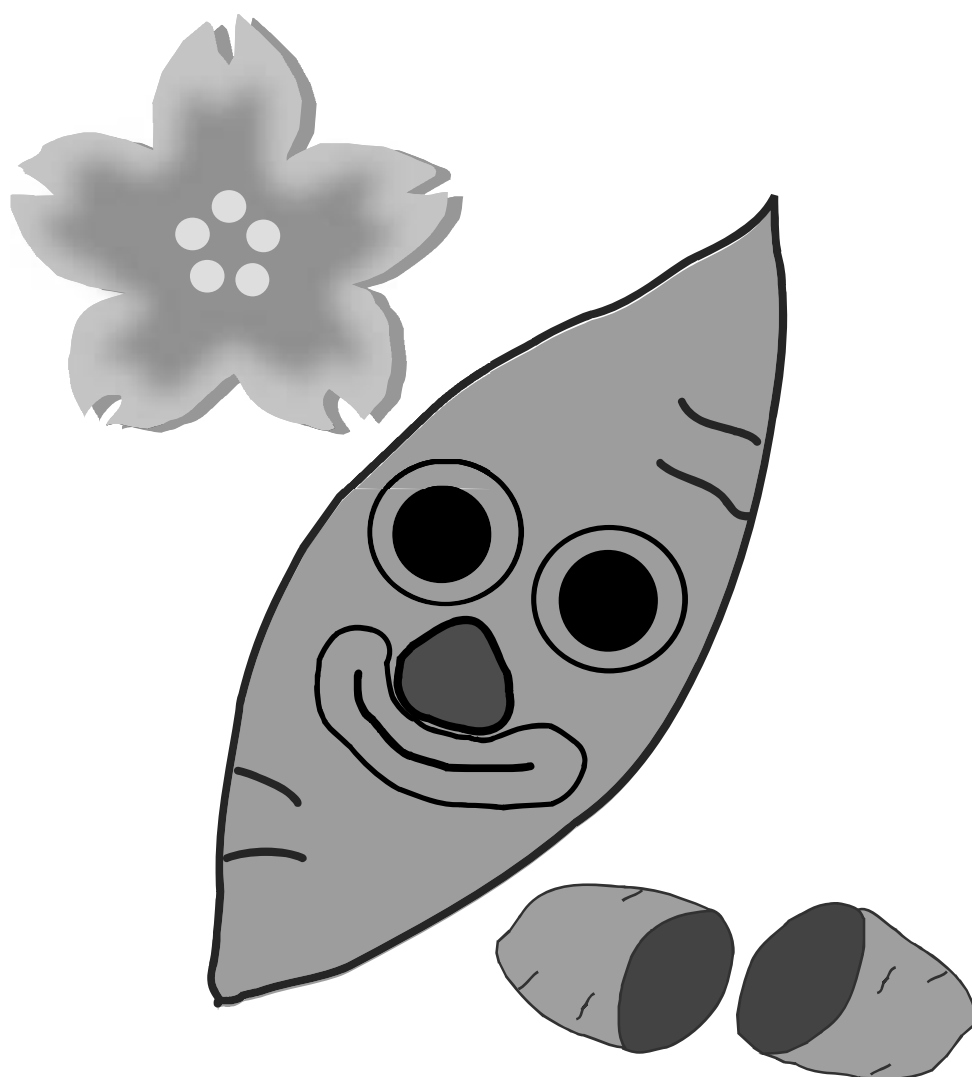




第一次八重瀬町総合計画 基本構想（案）

平成20年5月13日現在



子どもの絵を公募し挿入予定

沖縄県八重瀬町

－ 目 次 －

序論

第1章 総合計画について

- ① 計画策定の趣旨 1
- ② 計画の役割 3
- ③ 各分野別計画との関係 3
- ④ 計画の構成と期間 3

第2章 八重瀬町の概要

- ① 八重瀬町の位置と地勢 4
- ② 八重瀬町の魅力 5

第3章 基本構想の策定に当たって

- ① 合併の背景 7
- ② 時代の潮流 8
- ③ 町民意向から見るまちづくりのイメージ 11
- ④ まちづくりの主要課題 14

基本構想

第1章 八重瀬町の将来展望

- ① まちづくりの基本理念 16
- ② まちの将来像 18
- ③ 将来像の実現に向けた基本目標 18
- ④ 将来人口 19

第2章 基本方針

- ① まちづくりの体系 20
- ② 基本目標の達成に向けた施策の方針 21
- ③ 土地利用に関する基本的な課題 34
- ④ 土地利用の基本方向 34
- ⑤ 構想の推進に向けて 35

序 論

第1章 総合計画について

① 計画策定の趣旨

本町は、平成18年1月1日に東風平町と具志頭村が対等合併し、新生「※¹八重瀬町」として誕生しました。その背景には、道路の整備や自動車の普及などによる日常生活圏の拡大、※² 町民 が求めるニーズの多様化や高度化、少子高齢化社会や人口減少時代の到来、本格的な地方分権の推進や地域間競争時代の到来、国・地方の財政状況の著しい悪化などがありました。

その中でも国が合併推進の重点においたのが、地方分権時代に応じた「自治体の行政能力の向上」と「財政基盤の確立」でした。平成12年4月にいわゆる地方分権一括法の施行によって、国と※³ 地方自治体 の役割分担が見直され、機関委任事務制度の廃止、国の関与の見直し等、地方分権改革に向け様々な分野にわたる法律が大幅に改正されました。

特に、地方自治法に、※⁴ 地方公共団体 の役割と国の配慮に関する規定が設けられ、「国においては国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とする」、「地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」と規定され、国と地方の役割が明確にされたことと同時に、地方には自己決定と自己責任が伴いこれまで以上に自立的な行政運営が求められています。

それらは、明治維新以来の中央集権型システムからの抜本的な転換であり、国のあり方そのものにかかわる重要な改革で、憲法に規定する「地方自治の本旨」を補足するものと考えられます。

なお、地方自治の本旨は、憲法第92条「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」とあり、次の二つの面があると言われています。

- ① 団体自治／地域のことはその地域を治める団体が、この権限と責任において自主的に処理すること
- ② 住民自治／地域のことはこの地域の住民の意思に基づいて行うこと（住民の民主的参加）



高度成長期からバブル期までの右肩上がりの経済成長は終止符を迎え、国・地方を合わせ未曾有の債務残高を抱える中、地方交付税や補助金などによって国が地方を支援するという構造では国の財政自体が立ち行かなくなっているのが現実です。交付税や補助金削減の問題等、先行きは不透明な状況にあり、八重瀬町においても今後様々な面で厳しさを増していくことが予測されています。

このように先行きの見えない厳しい変革の時代にあるからこそ、「※⁵まちづくり」を「誰のために」「何のために」「どのように」行うのかを再確認することが重要です。

総合計画は、これからの10年間のまちづくりを、「こういうまちにしたい」、そのために「こうしていこう」ということを示すもので、町の目指す将来像とそれを達成するために取り組む基本目標等を総合的かつ体系的に示し、まちづくりを計画的に行うための指針として策定します。

また、八重瀬町の最も上位に位置する行政計画として、全ての計画の基本となります。

なお、本計画の策定に当たっては、八重瀬町の歴史、文化、地理的条件、将来人口、財政状況、社会動向、まちの課題等を踏まえた上で、町民アンケートやまちづくり地域ワークショップ及び合併後の新町の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的に策定した「新町建設計画」並びに合併協定項目で確認した「合併の理念」を基本としています。

基本構想策定の根拠法

地方自治法第2条第4項の規定に基づく。

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」



本計画の用語解説

- ※1 「八重瀬町（町）」とは、町民、議会及び役場で構成する機関を言います。
- ※2 「町民」とは、町内で居住、労働、学業、活動、事業を営む者及び八重瀬町に愛着を抱き建設的にまちづくりに関わる者を言います。
- ※3 「地方自治体」とは、「地方公共団体の」の俗称として広く使われています。
- ※4 「地方公共団体」とは、憲法第92条で、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定めるとの規定があり、具体的には地方自治法に規定されています。
地方公共団体には「普通地方公共団体／都道府県及び市町村」と「特別地方公共団体／特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団」の2種類があり、憲法が団体自治権を保障するのは、普通地方公共団体であり、特別地方公共団体には憲法の保障は及ばないと考えるのが一般的です。
- ※5 「まちづくり」とは、道路や公園、建物と言った物質的な創造だけではなく、社会、経済、文化、環境等、町民生活の根幹を構成するあらゆる要素をも含む八重瀬町の福祉向上に向けた活動を言います。

② 総合計画の役割

八重瀬町の行政運営を総合的かつ計画的に行うための指針となります。

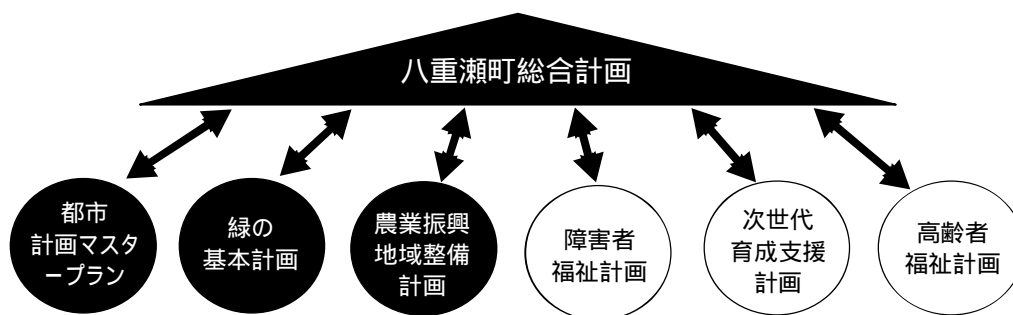
町の最上位の行政計画として、各種分野別計画を策定する際の指針となります。

「まちづくり」は、八重瀬町を構成する「町民、議会、役場」が、それぞれの役割を補完し合いながら取り組んでいくことが重要です。そのための共通目標となります。国・県・他市町村・広域的な関係機関との相互調整を図るための指針となります。

③ 各分野別計画との関係

「環境」、「健康・福祉」、「教育・文化」、「産業・経済」、「都市基盤」など、町政の各分野においても、それぞれの課題に応じて基本方針や基本計画など各種の個別計画が策定されています。これらは、法令上の位置づけや策定の趣旨の違いなどにより、その期間や表現なども様々です。

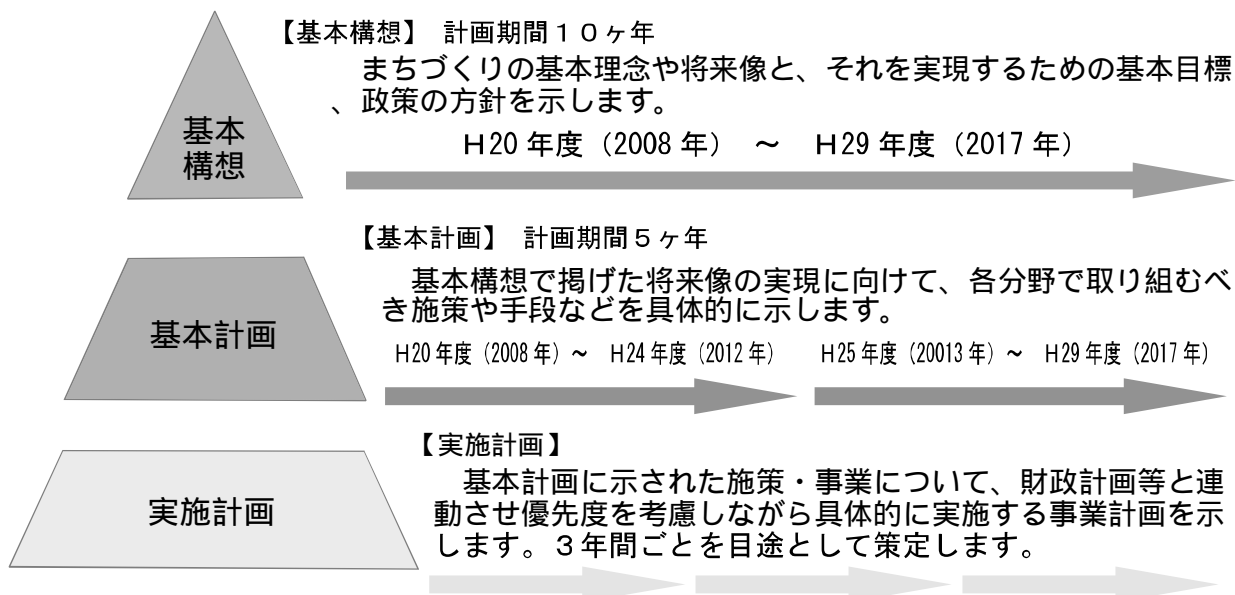
しかしながら、これらの個別計画のすべてが、町の最上位計画である総合計画の各分野における内容を補完し、具体化していくものでなければなりません。



④ 総合計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成され、基本構想は平成 20 年度（2008 年度）を初年度とし、平成 29 年度（2017 年度）を目標年次とします。基本計画は時代を取り巻く環境変化に柔軟に対応し、円滑な進行管理を期するため前期 5 年、後期 5 年とします。

なお、これらの指針や方針をもとに、実施計画は 3 年を目途として策定し、運用します。



第2章 八重瀬町の概要

① 八重瀬町の位置と地勢



八重瀬町は、沖縄県本島の南に位置し、町域は東西に約6.6 km、南北に約9.1 kmで、総面積は26.9 km²です。町の東側は南城市、西側は糸満市、南側は太平洋、北側は南風原町と豊見城市に接しています。

また、県都那覇市に近く、町の北端は県庁から約4.7 km、本庁舎までは約14 kmで、東西に国道331号、南北に国道507号が縦断しています。



地勢は、全体的に起伏に富んだ地形となっており、町の南部には、町名の由来にもなっている八重瀬岳を最高地(標高163m)とする丘陵台地があり、台地の海岸線は雄大な海食崖を形成し、風光明媚な景観を有しています。なお、南部の八重瀬岳一帯は琉球石灰岩が分布する台地で、急斜面を北方に向け、緩やかな斜面を南方に向けています。東・西・北部の一帯は緩やかな台地状となっており、全体的に平坦地形が緩やかに北方へ広がっています。台地の大部分はさとうきび畑で、その中に集落が点在しています。

全体として、肥沃な土壤に恵まれており、農業の盛んなまちとして発展してきましたが、那覇市に近い北部については都市化が進展しており、田園と都市が共存するまちとなっています。



八重瀬町の緯度・経度

東端	<	北緯 26度 07分 30秒
		東経 127度 45分 44秒
西端	<	北緯 26度 09分 06秒
		東経 127度 41分 48秒
南端	<	北緯 26度 05分 54秒
		東経 127度 43分 54秒
南端	<	北緯 26度 10分 50秒
		東経 127度 42分 51秒

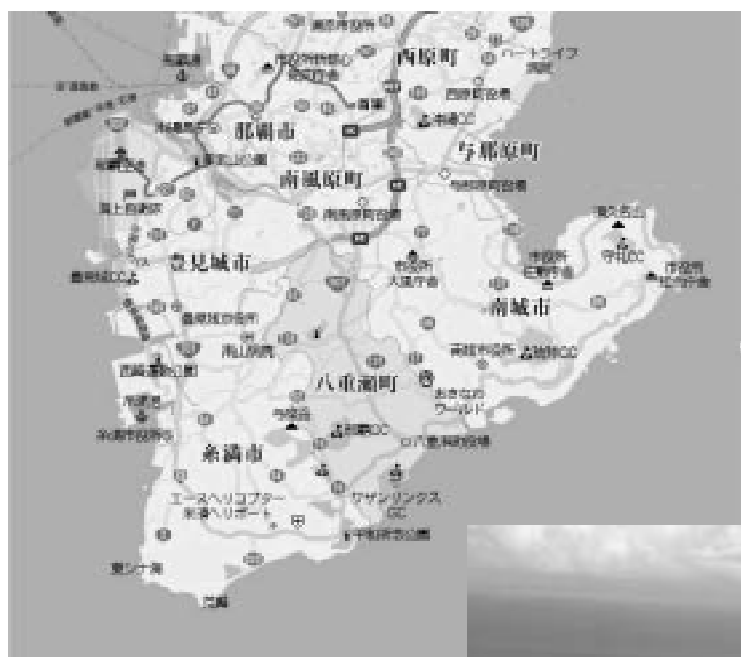
② 八重瀬町の魅力

(1) 恵まれた立地条件

八重瀬町は県都那覇市に近接し、交通至便な位置にあります。通勤や経済活動等の幹線道路として国道507号が具志頭交差点から那覇市まで町の中央を南北に縦断し、沖縄本島南部観光の主要なる道路である国道331号が町の南端を東西に横断しています。さらにそれらの国道と連結する形で県道が8路線走っています。また、那覇空港自動車道南風原南インターチェンジが町域に近接するなど、各方面へのアクセスが容易です。

このように県都那覇市に近接し、交通至便であることに加え、民間企業等による住宅地の整備や土地区画整理事業等の実施に伴う宅地造成等による那覇市などのベッドタウン化が進展し、緩やかではありますが、人口は増加傾向にあります。

都市化の傾向にある一方、都市近郊型の農業振興地域として農業が盛んに営まれており、緑豊かな田園の風景や朝日、夕日、青い海などの自然が人びとの心を癒してくれます。



(2) 豊かな地域資源

八重瀬町には様々な地域資源が存在します。八重瀬岳、具志頭海岸に代表される豊かな自然や新人化石骨で国際的にも貴重な「港川人」、沖縄県内最大・最古を誇る「富盛の石彫大獅子」、沖縄の自由民権運動の父「謝花昇」、勤労の喜びを謡った「汗水節」、他、「獅子舞・綱引き・棒術・エイサー・港川ハーレー」などの行事が伝統として受け継がれており、それらはまちの誇りになっています。

産業としては、肥沃な土壌を活かした農業が盛んで「さとうきび、ピーマン、レタス、ゴーヤー、オクラ、紅いも、洋ラン、小菊、マンゴー、ドラゴンフルーツ」など彩り鮮やかな作物が数多く生産されており、養豚・酪農も盛んに行われています。

また、太平洋という豊かな漁場を有しており海の幸も豊富です。近年は、地ビール、泡盛、黒糖、染物、加工食品、資源リサイクル品の生産など商工業も活気付いています。



(3) 地域コミュニティ

八重瀬町は戦後の騒乱の中から農業を基本に今日まで発展してきましたが、そこには先人たちが幾多の苦難を乗り越え受け継ぎ、培ってきたものがありました。それは、一人一人が互いを認め合い、支え合う「結いの精神」でした。その心は今もなお継承されており、各行政区の共同作業や伝統行事での団結力などに現れています。

自治会への加入率も全体で約80%と高く、戦前から形成されていた集落が23地区、戦後に形成された集落が5地区、県営団地が5箇所、合計33の行政区があり、それぞれの区で地域コミュニティ活動が活発に展開されています。また、子供会、青年会、婦人会、老人会、各種サークル活動なども活発に行われています。

第3章 基本構想の策定に当たって

① 合併の背景

(1) 日常生活圏の拡大

国道・県道等の主要道路の整備等による利便性の向上により、住民生活全般や企業等の経済活動は、町村の境界を越えて拡大し、町民の通勤や通学、買い物などをはじめとした日常的な交流が進展していました。このような中、ごみ処理などの行政サービスは広域的な対応を積極的に進めてきましたが、今後は、道路ネットワークの向上、福祉サービスの充実をはじめスポーツ・レクリエーション施設や文化施設の利用など町民の日常生活に関する行政サービスにおいても一体的な対応が求められていました。

(2) 町民ニーズの多様化

少子化や男女共同参画社会の進展などの社会情勢の変化に伴い、家族個々人の生活を大切にするなど町民の生活様式の変化、共働き世帯の増加といった就業形態の多様化などにより物の豊かさではなく、心の豊かさを求めるなど人々の価値観は多様化しています。それに伴い、町民の行政に対するニーズも高度化、複雑化していました。

(3) 少子高齢社会の到来

急激な少子化は、生産活動を担う人材の減少、それに伴う税収の減などにより行政サービスを維持することが困難になると考えられていました。また、高齢化の進展により、医療・保健・福祉に対するニーズが増加し、それに伴う負担増が想定されていました。

(4) 地方分権の推進

平成12年4月にいわゆる地方分権一括法が施行され、住民に身近な問題は身近な自治体に任せるという考え方に基づいて、自治体の権限を拡大し、法律上、国と地方とが対等・協力の関係になり、自治体の自己決定権が拡大することとなりましたが、併せて、自己責任の重みも増したことから、地方行政の大きな変革を促すこととなりました。

このような地方分権の時代においては、自らの判断と責任で、行政サービスや各種施策を自主的・主体的に決めて実施していくことが求められていました。

(5) 財政状況

両町村の財政は、三位一体の改革による交付税の削減や、公共事業を行うために借り入れた多額の地方債（行政の借金）が財政を圧迫し、従来の行財政運営では立ち行かなくなるほどの危機的な状況にあり、緊急かつ抜本的な改革に取り組みなければならない大きな課題として、合併を推進する大きな要因となりました。

今後、より厳しい財政運営が予測される状況において、現在の行政サービスを将来にわたって維持していくためには、行財政基盤の強化を図るとともに、より効率的な行財政運営を行うことが求められていました。

② 時代の潮流（全国的なまちづくりの課題）

（１）急速な少子・高齢化の進行、人口減少時代に対応した、地域に根ざした福祉の展開や一人一人の健康づくりが求められています。

わが国の人口は平成17年にピークを迎え、いよいよ減少の時代に突入したとも言われています。少子高齢化は依然として進行し、国立社会保障・人口問題研究所によると、平成27年度の人口構造は、4人に1人が65歳以上で、15歳未満1人に対して2人が65歳以上という状況になると推計されています。八重瀬町の人口は当面は増加していくものと予測されておりますが、少子高齢化は進展し、10年後の平成29年には65歳以上の人口が全体の21.4%になると予測されています。

こうした少子高齢社会においては、地域の経済活力の低下や、医療・介護負担の増加などが懸念され、福祉に対する需要が量的に増加するだけでなく、質的に多様化してきています。

多様な福祉需要に対して、これまでの行政を中心とした福祉政策だけでなく、地域で互いに支え合うしくみが求められています。

（２）多様化する価値観に応じた行政サービスの充実と※¹コミュニティの形成が求められています。

生活水準が向上し、ゆとりや心の豊かさが求められるなど、価値観の多様化が一段と進展しています。また、価値観の多様化に伴って、町民一人一人の意識の違いが顕著となり、町政や地域社会に対する関心の度合いにも格差が生まれています。

また、これまでみられた、地域社会における結びつきが弱まってきている現状もあります。多様化する価値観・生活スタイルに対する行政サービスに柔軟性・多様性が求められ、町民との協働が一層必要とされる中、従来の地域単位のコミュニティだけでなく、※²NPO やボランティア、サークルなど、価値観や興味・関心を同じくする人によるコミュニティの形成を促進するなど、新たな対応が求められています。



本計画の用語解説

※¹「コミュニティ」とは、人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団を意味する言葉です。「地域社会」、「近隣社会」、「共同体」などと訳すことがあります。まちづくりの中では、「自分たちの住んでいる地域の人たちが、温かい心と心のふれあいで、お互いに理解し合い、連帯意識をもって、快適でやすらぎとうるおいのある地域社会を創っていかこうとする場」という意味合いがあります。

※²「NPO」とは、社会の様々な分野において、政府・自治体や私企業とは独立した存在として、町民・民間の支援のもとで継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。

(3) 国際化の進展にともない、世界に目を向けた人材の育成が求められています。

今日の社会や経済活動は、世界規模で取り組まれています。特に経済面においては国際化が急速に進展し、世界規模での取引がないと立ち行かない状況です。また、高速交通網の充実や高度情報ネットワークの急速な発展により、私たちの日常生活と世界との結びつきが身近なものとなりました。世界的な視点を持ち、人や社会、国や世界に貢献する人材が求められています。

(4) 互いに支えあい、尊重しあう基本的な社会参加能力の育成が求められています。

近年、近親者による殺人、いじめなどによる自殺、飲酒運転による死亡事故、孤独死などの事件が、連日のように報道され問題化しています。

そのような時代であるからこそ「いのち」を育てていくことが大切で、家族の絆や地域のコミュニティ活動など、人と人との繋がり「ふれあい」が重要です。町民一人一人の個性・独自性が尊重される一方で、社会活動におけるコミュニケーション能力や、互いを尊重する精神などが希薄となっており、それは女性や障がい者などへの差別のほか、高齢者や子どもへの虐待として表面化しています。

コミュニケーション能力や、互いを尊重する精神など、いわゆる社会参加能力（社会性・協調性）の育成については、子どもの頃からの教育が重要であり、これまで進めてきた学校での人権教育や道徳教育、社会体験学習を充実させるとともに、学校、家庭、地域の協力・連携が一層重要になってきています。

(5) 国民レベルでの地球環境対策が求められています。

二酸化炭素など^{※1}温室効果ガスの増加による^{※1}地球温暖化、フロンガスの放出などによる^{※2}オゾン層の破壊やそれに伴う紫外線の増加など、地球規模で環境問題が進行しています。特に、地球温暖化は、先進国等の経済活動によって排出される二酸化炭素の増加などが要因として考えられており、世界各地で大雨、寒波、熱波、台風、海水面の上昇などに影響を及ぼしていると言われています。

こうした地球規模の環境問題に対し、わが国では、リサイクル法の制定や、環境対策機器などの開発など、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活スタイルを見直す資源循環型社会の形成を推進しています。

しかしながら、国民レベルでは依然として利便性の追求が優先され、身近な取り組みについてはいまだに浸透されていない状況にあり、国民一人一人の意識・行動の変革が強く求められています。



本計画の用語解説

※1 「地球温暖化」とは、人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象のことです。二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（N₂O）、フロンなどが温室効果ガスと言われています。

※2 「オゾン層」とは、オゾン（酸素の同素体。特有の生臭いにおいをもつ微青色の気体）の濃度の高い大気の層で、地上10～50kmあたりにあります。太陽からの紫外線を吸収する役割を果たしています。

(6) 多岐にわたり危機管理能力の向上が求められています。

近年、台風や集中豪雨などの自然災害だけでなく、食の安全性や食品表示の偽装、児童や高齢者を対象とした犯罪の多発化、情報通信技術を悪用した詐欺、個人情報の漏えいなど、日常的な暮らしの中での危機が増加しています。

自然災害に対する防災基盤の整備だけでなく、生産者と消費者の相互理解、教育施設等における管理体制の強化、情報収集・選択能力の向上、個人情報保護など、多岐にわたり、町民の安全な生活を保護するための取り組みや町民一人一人の危機管理意識の醸成並びに地域コミュニティの強化などが強く求められています。

(7) 地方行政の変革と協働の時代への対応が求められています。

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、本格的な地方分権時代の幕開けとなりました。

地方分権一括法は、住民に身近な問題は身近な自治体に任せるという考え方に基づいて地方自治体の権限を拡大したもので、法律上、国と地方とが対等・協力の関係になりました。

なお、地方自治体の自己決定権の拡大に併せて、自己責任の重みも増したことから、地方行政の大きな変革を促すことにもなりました。

増え続ける多種多様なニーズや地域課題に対し、行政だけで対応していくことには限界が生じています。行政サービスの低下を防ぐためには、協働によるまちづくりを本格的に推進し地域主権型社会の実現が求められています。

そのためには、町民への情報公開、積極的な意見の募集・反映、説明責任の実践など「町民に開かれた」行政運営のしくみを構築するとともに、民間活力の活用や事務事業の見直しなどによる財政の健全化を進めることが求められると同時に、地域の自立性・自律的管理を重視した、地域性豊かなきめ細やかで質の高い施策の展開を進めていくことが求められています。

③ 町民意向から見るまちづくりのイメージ

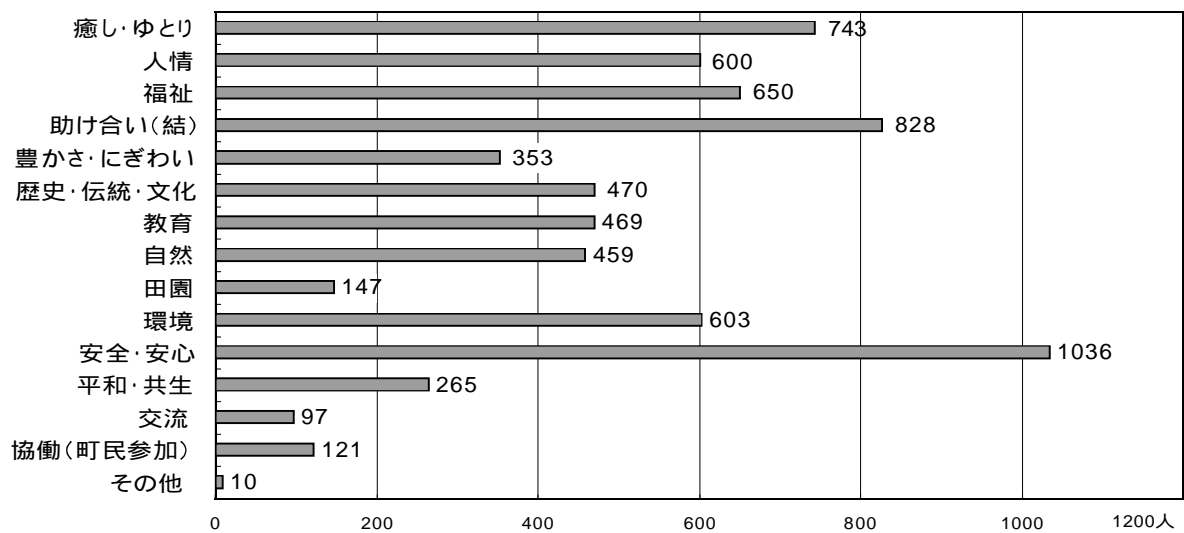
まちづくり町民アンケートの結果から、住民が考えるまちづくりのイメージは以下のように整理されます。

(1) まちづくりのイメージとして大切にしたいもの

今後のまちづくりのイメージとして大切にしたいものとして、「安全・安心」が最も多く、「助け合い(結)」、「癒し・ゆとり」等が上位にあげられています。

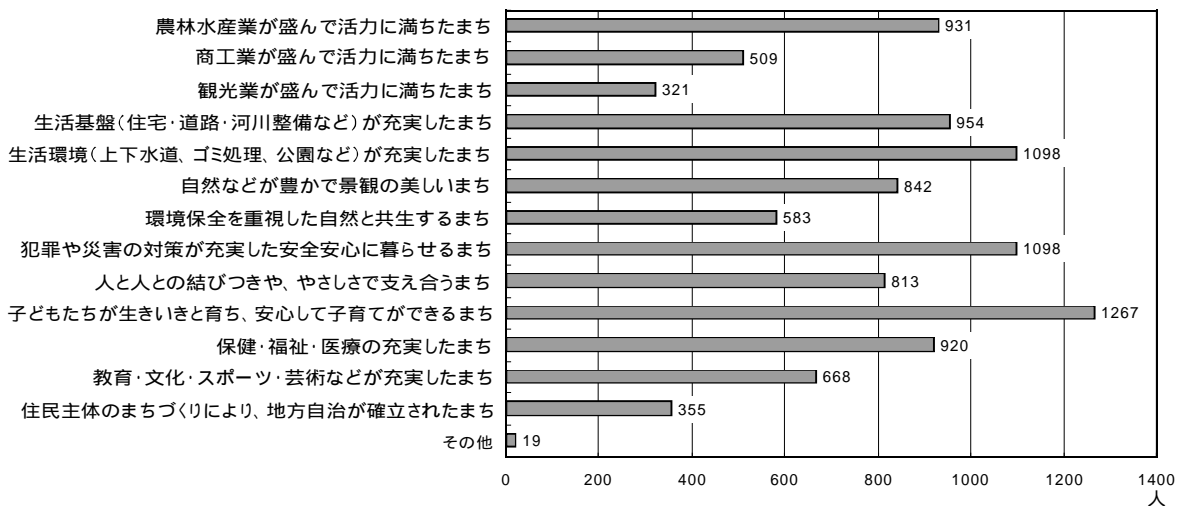
「安全・安心」は、自然災害に強い、災害時の対応が迅速である、あるいは交通安全、犯罪のないまち、など広い意味を含むキーワードと考えられます。

「助け合い(結)」、「癒し・ゆとり」は、農地や森林など自然的環境が広がる風景にもつながるような本町のイメージでもあり、豊かな自然とコミュニティを大切にしたい、という思いが表れていると考えられます。



(2) どのような特色を打ち出していくべきか

どのような特色あるまちとすべきかという問いに対して、「子どもたちが生きいきと育ち、安心して子育てができるまち」、「生活環境(上下水道、ゴミ処理、公園など)が充実したまち」、「犯罪や災害の対策が充実した安全安心に暮らせるまち」という回答が上位にあげられています。これらは、まちづくりのイメージとしてあげられた「安全・安心」、「助け合い(結)」、「癒し・ゆとり」というキーワードとリンクするものです。



(3) 八重瀬町において優先的に取り組んでいく施策

優先的に取り組むべき項目を上位からあげると、「企業誘致や雇用対策」、「行財政改革の推進」、「農業の振興」、「介護予防事業などの高齢者福祉対策」、「病院や介護保険施設などの充実」、「不法投棄や悪臭対策」、「学校教育に対する施策」、「保育所・児童館・学童などの子育て支援」、「上下水道・生活排水路などの整備」となっています。

「企業誘致や雇用対策」、「行財政改革の推進」は、経済状況の低迷や公共団体の経営破綻など厳しい社会情勢を受けて、八重瀬町もしっかりと行政を進めていくことが必要であるとしていることの表れと考えられます。

「農業の振興」は、本町の主要産業である農業が今後もまちづくりの柱としていくことが必要であるためと考えられる。

「介護予防事業などの高齢者福祉対策」や「病院や介護保険施設などの充実」は、高齢社会の到来等をうけて、医療、福祉分野の充実を期待しているものと考えられます。

「不法投棄や悪臭対策」、「上下水道・生活排水路などの整備」は身近な生活環境の視点から改善を望んでいる住民の声を反映していると考えられます。

「学校教育に対する施策」、「保育所・児童館・学童などの子育て支援」は、子どもたちが健やかに育ってほしいという思いからきたものと考えられます。

これらを総括すると、まちを支える産業があり、福祉面が充実し、良好な生活環境を有し、未来ある子どもたちが健やかに育つための施策を展開していくことを望んでいると考えられます。

順位	項目	回答数	順位	項目	回答数
1	企業誘致や雇用対策	506	11	公園や緑地の整備	274
2	行財政改革の推進	451	12	国道など幹線道路の整備	247
3	農業の振興	422	13	防犯対策	247
4	介護予防事業などの高齢者福祉対策	420	14	行政相談、窓口サービス	235
5	病院や介護保険施設などの充実	413	15	公共交通(バス)の利便性	232
6	健康診断や健康づくりなどの地域医療	394	16	ごみ収集や処理対策	230
7	不法投棄や悪臭対策	390	17	乳幼児医療費助成などの児童福祉対策	207
8	学校教育に対する施策	369	18	町政に関する情報の提供や公開	203
9	保育所・児童館・学童などの子育て支援	363	19	町道や集落道、農道の整備	201
10	上下水道・生活排水路などの整備	319	20	商工業の振興	199

1 番に 重視	1	1.農業の振興	214
	2	6.企業誘致や雇用対策	194
	3	33.行財政改革の推進	182
	4	16.不法投棄や悪臭対策	90
	5	9.上下水道・生活排水路などの整備	85

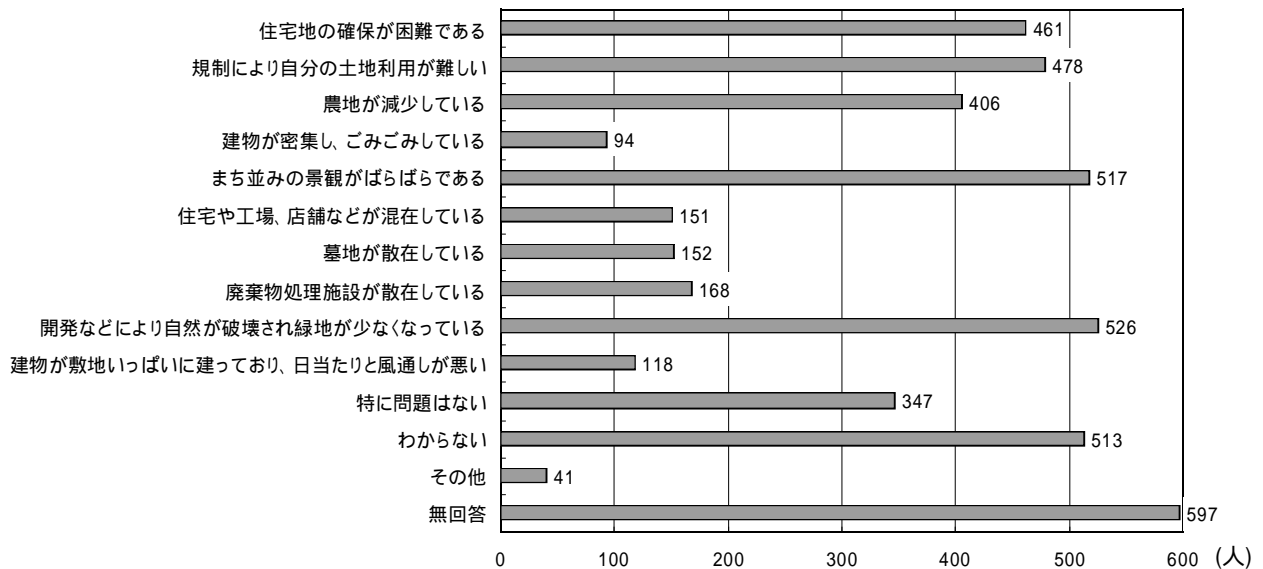
2 番に 重視	1	6.企業誘致や雇用対策	99
	2	9.上下水道・生活排水路などの整備	98
	3	22.病院や介護保険施設などの充実	98
	4	23.介護予防事業などの高齢者福祉対策	87
	5	11.公園や緑地の整備	82

3 番に 重視	1	21.健康診断や健康づくりなどの地域医療	104
	2	16.不法投棄や悪臭対策	102
	3	22.病院や介護保険施設などの充実	90
	4	6.企業誘致や雇用対策	81
	5	23.介護予防事業などの高齢者福祉対策	81

4 番に 重視	1	23.介護予防事業などの高齢者福祉対策	108
	2	26.保育所・児童館・学童などの子育て支援	89
	3	22.病院や介護保険施設などの充実	87
	4	21.健康診断や健康づくりなどの地域医療	82
	5	28.学校教育に対する施策	78

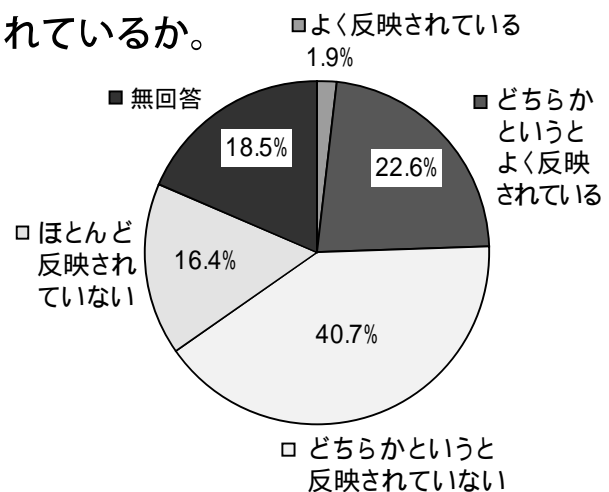
(4) 本町の土地利用について、どのように感じているか。

土地利用について、どのような問題があるかと質問したところ、「開発などにより自然が破壊され緑地が少なくなっている」(526人)が最も多く、次いで「まち並みの景観がばらばらである」(517人)、「わからない」(513人)等が上位に挙げられている。



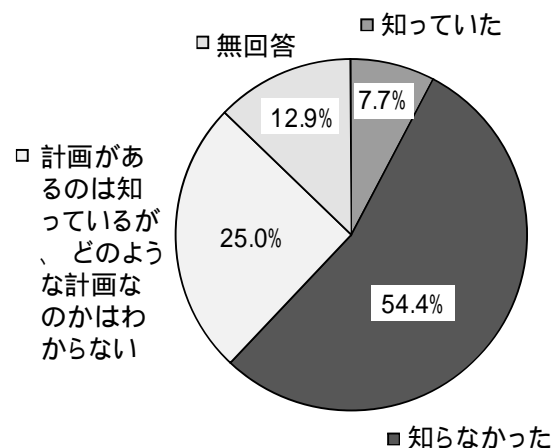
(5) 町民の声がどの程度行政に反映されているか。

町民の声がどの程度行政に反映されているかについて質問したところ、「どちらかというところ反映されていない」(40.7%)が最も多く、次いで「どちらかというところよく反映されている」(22.6%)、「ほとんど反映されていない」(16.4%)の順となっている。町民との対話や情報の公開・共有をなどによって信頼関係の構築を図る必要があります。



(6) 総合計画についてご存知ですか。

総合計画は、まちづくりの指針として、住民の皆様の暮らしにも大きく関わってくる計画ですが、「総合計画」をご存知でしたかと質問したところ、総合計画について、「知らなかった」(54.4%)が最も多く、次いで「計画があるのは知っているが、どのような計画なのかはわからない」(25.0%)、「知っていた」(7.7%)の順となっている。行政の情報は町民のものであることを再度認識し、情報公開・共有を積極的に図る必要があります。



④ まちづくりの主要課題

時代の潮流、本町の特性や町民アンケート、地域ワークショップの結果などから町民の意向等を踏まえ、今後のまちづくりにおいて重点的に取り組んでいかなければならない主要な課題は次のように整理されます。

(1) 地域資源の活用や異業種間の連携による産業の振興

「企業誘致や雇用対策」「農業の振興」といった就労の場の確保、産業の振興は、町民アンケート、地域ワークショップの結果からも、優先的に取り組むべき施策となっており、重要課題と言えます。

本町は、都市近郊型の農業振興地域として発展してきていますが、区画整理事業等の基盤整備の拡充によって都市化と田園が調和する町として変化してきています。今後は、本町の特性や優位性を活かしながら、既存の産業や企業の振興に加え、新たな起業を推進しなければなりません。そのため、本町が有する様々な地域資源に目を向け、農林水産業、商工業や観光サービス産業、医療・福祉産業、地域（地産地消）等の連携を促進することが必要があります。また、優良企業等の誘致や地域に根ざしたコミュニティビジネスの展開などが必要です。

(2) 自然環境をできるだけ保全し、安全で安心な住環境の整備

町民アンケートの結果からすると、約7割弱の方が八重瀬町は「住みやすい」と回答しています。その理由として「静かで暮らしやすい」「自然が多く環境が素晴らしいから」などを挙げています。また、土地利用についての問題点として、開発などによって緑地が少なくなっていることを挙げています。

町名の由来になっている八重瀬岳や具志頭海岸域一帯は沖縄戦跡国定公園に指定され、多彩な植生や野鳥などを育むとともに、数少ない八重瀬町の自然景観景勝地として町民の誇りとなっています。しかしながら近年は、開発等によってその自然環境を失いつつあります。なお、本町の森林面積は町域の約7%ほどしかなく、一度失った自然を取り戻すことは容易ではありません。今後は自然環境の保全の必要性と開発の必要性などを十分に精査し、自然と共生したまちづくりを推進することが必要です。

また、自然環境の保全とともに、防災・防犯・交通安全対策など、町民生活の安全の対策強化が重点的な改善課題として指摘されています。

(3) 地域全体で支えあう健康で明るい社会づくり

「介護予防事業などの高齢者福祉対策」「病院や介護保険施設などの充実」「健康診断や健康づくりなどの地域医療」など、介護・医療・福祉の対策は、町民アンケートの結果からも、優先的に取り組むべき施策として挙げられており、心身の健康、介護の問題、後期高齢者医療制度など老後を不安視していることが予測されます。

今後とも、これまで培ってきた結いの心、町民相互、地域全体の支え合いを基本に、少子高齢化に対応する保健・医療、福祉の一層の充実を進めなければなりません。そのためには、地域医療の確保、保健事業の充実、地域ぐるみの福祉体制の強化や子育て環境の整備などの暮らしやすい地域社会づくりを強化することが必要です。

(4) 地域を担う人づくり

近年、学校でのいじめの問題や青少年が被害者、加害者となる事件が連日のように報道され、社会問題化しています。そのような時代であるからこそ、家庭・地域・学校のより一層の連携強化が求められています。

また、人生 80 年時代を迎え、生涯に渡って地域の一員としてまちづくりに係わって行くことが求められています。そのためには、生きがいに結びつく多様な生涯学習活動を支援し、その普及・定着に努めるとともに、さまざまな学習の成果が地域社会に波及・還元される仕組みを構築することが必要です。

(5) 地域の一体感の醸成と町民活動の促進

本町は、合併して2年を経過したものの、新町としての地域一体感が弱い現状にあります。このような中で町民の一体感の醸成は、新町としての新たなまちづくりを推進するに当たって不可欠です。町民相互の交流や地域一体感の醸成とともに、様々な場面における町民参画を推進し、地域課題の解消に取り組む地域協働のまちづくり活動を促進していく必要があります。

(6) 時代に対応した新しいまちづくりの構築

地方分権や厳しい財政状況など、自治体を取り巻く環境変化の中で、今までのような公共サービスを維持することが困難になってきており、町民と行政が一体となって地域力を発揮する新たなまちづくりの推進体制の構築が求められています。その要点は、「行政内部の意識の変革」とともに、「町民と行政の信頼関係の構築」にあり、町民と行政がそれぞれの役割を認識する必要があります。

また、少子高齢化などに伴い、集落単位のコミュニティの維持が困難になりつつある傾向にあり、今後は、地域コミュニティのあり方を検討していかなければなりません。

さらに、地域の一体感の醸成とともに、合併後の新たなまちづくりの拠点となる地域造りを推進していくことが必要です。

基本構想

第1章 八重瀬町の将来展望

① まちづくりの基本理念

第1次八重瀬町総合計画で定めるまちづくりは、合併時に確認した「合併の基本理念（平成16年11月15日第1回合併協議会で協定項目として確認）」並びに「八重瀬町町民憲章（平成20年2月20日制定）」を基本理念に掲げて推進します。

町民憲章には、すべての人が幸せに暮らせるよう、まちを良くしていきたいという願いが込められており、心豊かで明るく活力あるまちづくりを目指すという目的があります。

なお、町民憲章は、法律のような拘束はありませんが、町民が生活する上における規範、指針などを定め、目標として示すもので、日常生活の中で生かし、実践していくことが重要です。

合併の基本理念

- 1 合併は住民本位による合併（協議）であること。
- 2 合併による広域的発展を視野におきつつ、構成町村の均衡（平等）ある発展を希求すること。
- 3 合併による住民サービスの低下を招かない行財政の健全運営を推進する合併であること。
行政運営（事業実施）の優先度を明確にし、財政破綻を招かないこと。
合併特例債は有効に活用するものとし、将来の財政負担を勘案し、節度ある活用にとどめること。
- 4 積極的な情報の公開により、住民との情報の共有を図ること。
- 5 構成町村の課題を共有し、譲り合う心をもった英知ある合併（協議）であること。
- 6 合併を契機に、地方自治の原点に立った行財政改革を行うこと。

八重瀬町町民憲章

【前文】

八重瀬町は、沖縄本島の南に位置し、八重瀬岳のふもとに広がる恵まれた自然や先人たちが築き上げてきた悠久の歴史、伝統文化が息づくまちです。

わたしたち八重瀬町民は、その誇りと責任をもち、心豊かで明るく活力あるまちづくりをめざし町民憲章を定めます。

解説

八重瀬町には、町名の由来にもなった八重瀬岳に代表されるような自然が多く残されており、歴史や伝統文化が数多く受け継がれています。

それらは、先人たちが幾多の苦難を乗り越え築き上げてきたものであり、町民の誇りとして未来に継承する責任があります。

わたしたち八重瀬町民は、その誇りと責任をもって、心豊かで明るく活力のあるまちづくりをめざすことを目的に町民憲章を定めます。

【本文】

- 一 わたしたちは 自然を守り育て、住みよいまちをつくります。
(環境の保全と活用・自然との共生)

解説

生活の基盤となる地球環境は、近年、温暖化などの影響が深刻さを増し、私たちの暮らしにも影響を及ぼしており、身近な問題として自然の大切さを認識する必要があります。

八重瀬町にも多くの自然が残されていますが、その自然は一度破壊すると回復するのは容易ではありません。自然を守るだけでなく、花や木を植えるなど、身近なところから自然を育て、安全で安心な、住みよいまちにしたいという願いが込められています。

- 一 わたしたちは いのち、ふれあいを大切に、思いやりのあるまちをつくります。(町民活動)

解説

わたしたちは「ぬちどう宝/命が宝」という言葉を先人から受け継いできました。命は何にもまして貴いもので、宝なのです。命は地球よりも重いとも言われています。近年は、近親者による殺人、いじめなどによる自殺、飲酒運転による死亡事故、孤独死などの事件が、連日のように報道され問題化しています。

そのような時代であるからこそ「いのち」を育てていくことが大切で、家族の絆や地域のコミュニティー活動など、人と人との繋がり「ふれあい」が重要です。

子供から高齢者まで、すべての人にやさしい、思いやりのあるまちにしたいという願いが込められています。

- 一 わたしたちは 心とからだをきたえ、健康で明るいまちをつくります。
(健康・福祉)

解説

健康で明るいまちをつくるには、まちづくりの主体である町民の健康が重要です。また行政も健全でなければなりません。そのためには、身体のみならず心をきたえる必要があります。

町民の健康を増進させ、健全なまちづくりを推進し、健康で、明るいまちにしたいという願いが込められています。

- 一 わたしたちは 歴史を学び、平和で、文化のかおるまちをつくります。
(教育・文化・歴史)

解説

前文の解説にもありますように、八重瀬町には、歴史・伝統文化が数多くあります。

それらは、戦争という悲惨な歴史や、謝花昇先生の「自由民権運動」など、先人たちが幾多の苦難を乗り越えながら築き上げ、継承してきたものです。

文化を発展させていくためにも、平和な社会であり続けるにも、歴史を知ること、学ぶことが大切です。いつまでも平和で、文化のかおるまちにしたいという願いが込められています。

- 一 わたしたちは 働くよろこびと若い力が育つ、活気あふれるまちをつくります。(産業振興・人材育成)

解説

働くことの喜びや、公衆のことを自分のことと思ってみんなのために頑張る心、まちを興すためには学問を広め、人材を育成することなどを謳った、仲本稔先生の「汗水節の心」がキーワードになっています。

まちを興すには若い力を育てていくことが重要です。働くことに誇りを持った人材を育成し、地域の産業を発展させ、活気あふれるまちにしたいという願いが込められています。

② まちの将来像

まちの将来像は、町民アンケートや前項の基本理念や新町建設計画などを勘案し設定しました。すべての町民がいきいきと元気に暮らし、誇りと自身を持って、心豊かで明るく活力あるまちを実現するために、本町の将来像を次のとおり設定します。

大地の活力とうまんちゅ^{ちゅ}の魂が創り出す自然共生の清らまち

解説

「大地の活力」

生産活動の基礎を築く土地や、まちの基幹産業である農業に欠かすことのできない地力

「うまんちゅの魂」

万人（ばんにん）の魂。そこに暮らすすべての人々の気力

「清らまち」

清らかで美しいまち

③ 将来像の実現に向けた基本目標

まちの将来像の実現にむけ、次の6つの基本目標を設定します。

- 1 活気とうるおいのある豊かなまち
- 2 自然と共生した、安全・安心なまち
- 3 結いの心で支えあう健康・福祉のまち
- 4 いのちを育む教育文化のまち
- 5 共に考え行動する協働のまち
- 6 財政基盤の安定した自立的なまち

4 将来人口

本計画の目標年次である平成29年度（2017年）の将来人口を、30,000人と設定します。

※将来人口設定の根拠

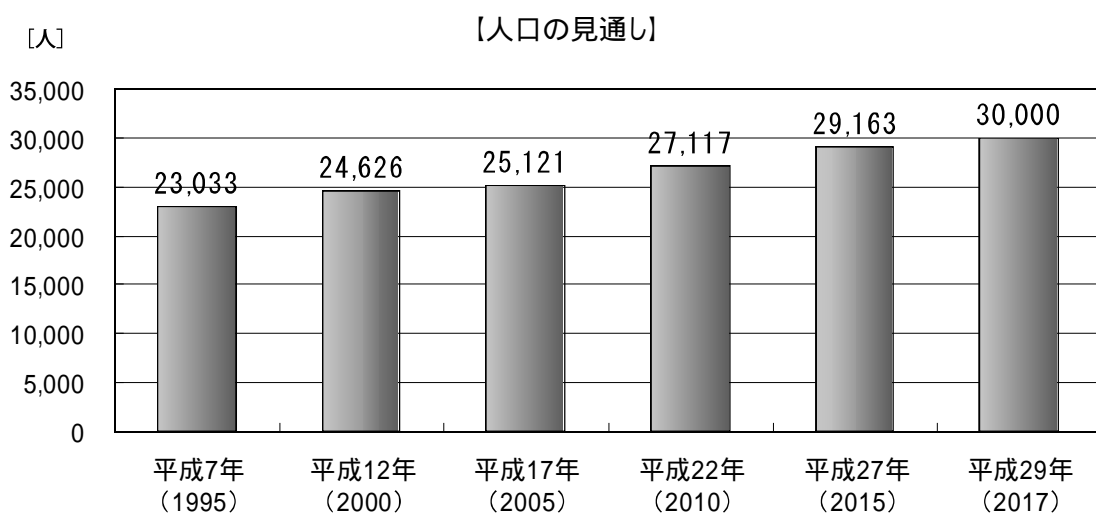
平成17年度（2005年）の国勢調査による八重瀬町の人口は、25,121人で10年前（23,033人）に比べ、約1.09倍（2,088人増）となっており、1年当たり209人増加している状況である。

将来人口の見通しを、国勢調査の結果による過去の人口推移に基づき、^{※1} コーホート要因法によって試算すると平成29年度には約26,000人程度になると算出されたが、平成20年1月1日現在の住民基本台帳人口が26,735人であることに加えて、屋宜原地区・伊覇地区等の土地区画整理事業等に伴う住宅地の供給による人口の伸びといった特殊事情を考慮し、本計画の目標年度である平成29年度（2017年）の将来人口を30,000人と設定する。



本計画の用語解説

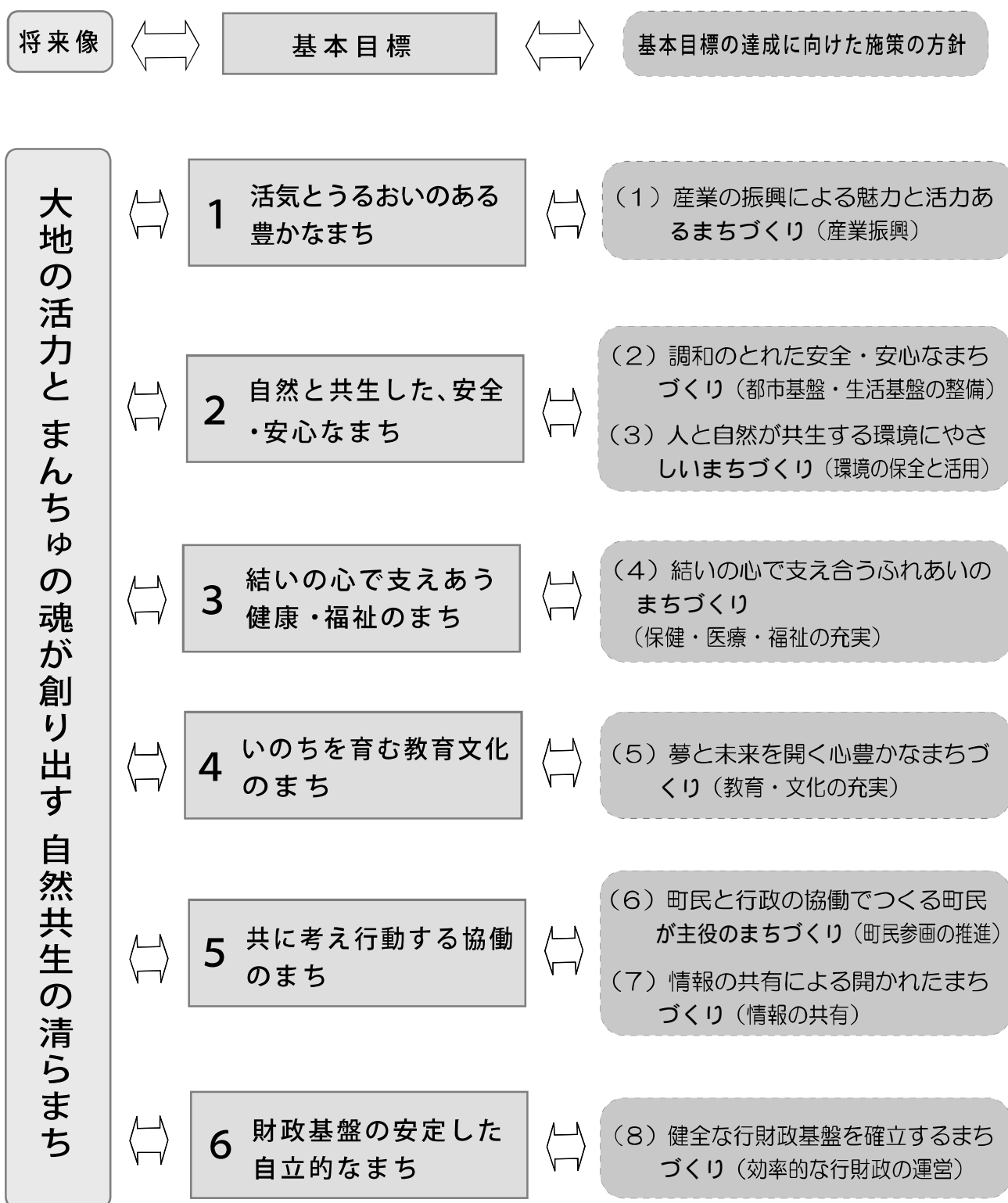
※1 「コーホート要因法」とは、ある時点における、特定の5歳きざみの年齢集団（コーホート）が5年後の観測時点でどれだけ増減したかに注目した推計方法で、その増減率（コーホート残存率）を生存率（生存確率）と社会移動率（転出入による増減率）とに分解し、社会移動率などを変数として設定する人口推計方法です。



第2章 基本方針

① まちづくりの体系

まちの将来像とそれを実現するための基本目標、目標の達成に向けた施策の方針を体系的に示します。



② 基本目標の達成に向けた施策の方針

基本目標 1

活気とうるおいのある豊かなまち

■ 施策の方針

(1) 「産業の振興による魅力と活力あるまちづくり」を推進する。

- ① 農業の振興
- ② 水産業の振興
- ③ 商工業の振興
- ④ 観光・レクリエーションの振興
- ⑤ 雇用対策の強化

「活気とうるおいのある豊かなまち」を創るには、地域の産業が充実していることが重要です。八重瀬町は農業が盛んで、紅いも・ピーマン等、数多くの作物が生産されており、また養豚などの畜産や水産業も行われています。

今後は都市近郊に位置する特性を活かした、体験型の農業や水産業の展開、これらと観光産業の連携を図る等、交流人口の増加と各産業の活性化を図るまちづくりを目指します。

<まちづくり町民アンケート・まちづくり地域ワークショップからの住民キーワード>
農業用水、遊休農地、漁業基盤、地産地消、魚市場を利用したイベント、後継者の確保、地域特産物、他産業と連携したブランド作り、地場産業、企業誘致による雇用の増加、海岸やゴルフ場を活かした滞在施設、歴史民俗資料館、自然・歴史環境、地域情報の発信、町のキャラクターづくり等

① 農業の振興

農業は、耕種部門、畜産部門ともに将来にわたって本町の基幹産業として位置づけ、農業生産基盤の整備や遊休農地の解消、農業用水の確保、農作業の効率化、農家の組織化、後継者や担い手の確保・育成、新たな農産物の創出等、さらに対策を強化します。

農産物の品質向上や流通体制を強化し、地域ブランド化を推進します。その手法の一つとして、より安全で安心な農産物を生産するエコファーマーの育成など

※1 環境保全型農業を推進します。

体験型観光との連携や付加価値の高い加工品の開発等を進めるとともに、消費者に直結した地産地消を推進します。



本計画の用語解説

※1 「環境保全型農業」とは、農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（「環境保全型農業推進の基本的考え方」（平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部））。

② 水産業の振興

水産業については、海域特性を活かした多様な漁業活動の育成とともに、生産基盤の整備や担い手の確保・育成等、水産業の活性化を推進します。

獲る漁業とともに育てる漁業を推進し、安定した沿岸漁業の構築に努めます。

体験型観光との連携や付加価値の高い加工品の開発等を進めるとともに、消費者に直結した地産地消を推進します。

施策の方針（再掲）

（1）「産業の振興による魅力と活力あるまちづくり」を推進する。

- ① 農業の振興
- ② 水産業の振興
- ③ 商工業の振興
- ④ 観光・レクリエーションの振興
- ⑤ 雇用対策の強化

③ 商工業の振興

商業については、区画整理等による都市基盤の形成と連動した商業施設・業務施設の誘致・育成を図ります。また、農業や漁業などの他産業と連携した特産品の開発等を支援します。

工業については、既存工場の育成や近代化を促進するとともに、他産業と連携した地場産品の開発などによる新規産業の創出とともに、港川人と粟石・琉球石灰岩の加工石材をリンクさせた商品の開発等、本町の特有な工業を推進します。

④ 観光・レクリエーションの振興

観光・レクリエーションについては、南部地域の主要観光ルートの通過地点という立地特性を活かして、観光資源の線的、面的なネットワーク化を推進するとともに、農業や漁業などの生産分野や地域の歴史・文化資源を活用した多様な体験・滞在・交流型の観光の育成を図ります。

既存の宿泊・娯楽レクリエーション施設における集客力を活かし、町内の産業の創出等多様な分野における波及効果の展開を図ります。

⑤ 雇用対策の強化

企業の誘致や、雇用情報の提供など雇用対策の強化を図ります。

農林水産業、商工業などの振興とともに、少子高齢化、情報社会などの時時代の流れをビジネスチャンスとして捉え、産業として活かす施策を推進します。

体験滞在交流型の観光や地場産品を活用した商品の開発など、起業化に向けた支援を促進し、地域内における働く場の拡充を図ります。

施策の方針

(2) 「調和のとれた安全・安心なまちづくり」を推進する。

- ① 市街地及び集落整備
- ② 交通体系の整備
- ③ 住宅・生活環境の整備
- ④ 上下水道の整備
- ⑤ 地域安全・防災体制の整備
- ⑥ 情報通信基盤の整備

人々が住みよいまちとは、基本的な生活基盤や安心して暮らせる環境が整っていることが条件といえます。八重瀬町は県都那覇市にも近い位置にあり、住宅団地や土地区画整理事業により市街地が整備されている地域もみられます。

また、田園風景が広がるなかにフクギ等の屋敷林や石垣に囲まれた、昔の面影を残す集落も点在しています。このように、市街地としての顔と穏やかな集落空間を併せ持つことは八重瀬町の特色であり、これらが共に魅力ある地域として、暮らしやすい生活環境が整ったまちづくりを目指します。

<まちづくり町民アンケート・まちづくり地域ワークショップからの住民キーワード>

国道 507 号沿いの住宅・店舗の整備、中心市街地の形成、住宅地・公的施設等の集積、土地区画整理事業の推進、各集落の状況確認、非農用地地区への宅地需要、国道 331 号、国道 507 号、モノレールの南伸、大雨時の道路の冠水、国道への花等の植栽、主要道路の歩道整備、交通安全施設の整備、照明、防犯灯の設置、防犯意識の啓発、交通渋滞の解消、公園・広場の整備、快適な都市環境、公共下水道、合併処理浄化槽、災害時の避難ルート、河川・海岸線の改修、災害マップ、光ファイバー回線等の通信基盤整備 等

① 市街地及び集落整備

適正な土地利用の推進を図るとともに、安心して遊べる公園・緑地の整備、各種公共施設の整備を通して、魅力と活気あふれる市街地の整備に努めます。

集落については、先代から受け継がれてきた優れた集落環境を保全し、住民の多様なニーズ等に対応した安全で快適な生活環境の総合的な整備に努めます。

市街地及び集落においては秩序ある景観の形成に努めます。

本町のまちづくりの拠点となる地域づくりを推進します。

② 交通体系の整備

道路については、本町の幹線道路となる国道や県道等の整備を促進します。また、住民の交通利便性を高めるため、生活道路の整備に努めます。

町内の円滑な交通処理を行う道路体系の確立を目指して道路ネットワークの充実を図るとともに、歩行者空間の確保に努めます。

公共交通機関は、町民の交通手段として重要であることから、地域に根ざした公共交通のあり方について検討します。

③ 住宅・生活環境の整備

住宅については、自然や田園環境と調和した新たな住宅地開発や^{※1}協定づくりなどのまちづくりを展開するとともに、公園・緑地については河川などの自然資源を活かした市街地内の緑地整備に努めます。



本計画の用語解説

^{※1}「協定づくり」とは、住民の合意のもとで策定される建物等に関する協定づくり（地区計画、建築協定）

施策の方針（再掲）

（2）「調和のとれた安全・安心なまちづくり」を推進する。

- ① 市街地及び集落整備
- ② 交通体系の整備
- ③ 住宅・生活環境の整備
- ④ 上下水道の整備
- ⑤ 地域安全・防災体制の整備
- ⑥ 情報通信基盤の整備

④ 上下水道の整備

水は、生命の維持や経済活動など生活に欠かすことはできないライフラインです。上水を安定的に供給していくためにも計画的な施設整備が必要であり、今後も南部水道企業団が主体となって水道事業を安定的に運営していきます。

上水を今後も安定的に供給していくため、節水対策や地下水の水質保全に努めます。下水道は、地下水や河川、海域等の水質を保全していくためには欠かすことのできない重要な施設です。八重瀬町全体の下水道整備の基本方針を早急に取りまとめ、地域の実情に応じた整備を推進します。

雨水利用の促進など循環型社会に配慮した取り組みを進めていきます。

⑤ 地域安全・防災体制の整備

町民の生命・財産を自然災害や人為的災害から守るための防災対策として、消防・防災組織体制及び救命救急体制の強化や災害時の避難ルート、河川等の改修など災害に強いまちづくりを推進します。

交通安全や防犯対策については、飲酒運転の撲滅運動や防犯灯の設置、町民の防犯意識の啓発を図るなど安全・安心なまちづくりを推進します。なお、地域安全対策や防災対策を推進するため、地域と役場、警察、消防などとの連携をこれまで以上に強化します。

防災訓練の実施や防災計画の周知徹底、不審者情報の提供など広報活動等の対策を強化します。

⑥ 情報通信基盤の整備

情報通信ネットワークなど情報通信基盤等の整備を促進するとともに、情報通信基盤の整備に向け関係各所に働きかけを行います。

町民ニーズに合った情報化の推進や、高度情報通信時代に対応した人材の育成を図ります。

地域イントラネット事業等によって整備した情報機器の有効活用や利用を促進し、投資効果を図る。

施策の方針

(3) 「人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり」を推進する。

① 循環型社会の構築 ② 自然環境・生活環境の保全

八重瀬岳や具志頭の海岸などの自然環境は、人々に潤いと安らぎを与える貴重な空間となっています。これらの空間を次代に受け継いでいくためには、大きな視点で自然環境への保全について考えて取り組む必要があります。それは、一度壊した自然は取り戻すことが困難なためです。自然環境を守っていくために、行政が取り組むべきこと、町民が取り組むべきこと、あるいは企業が取り組むべきことをそれぞれが認識して、自然環境豊かなまちづくりを目指していきます。

<まちづくり町民アンケート・まちづくり地域ワークショップからの住民キーワード>
 ゴミ処理・減量、分別収集の徹底、生活排水、畜舎等による河川の汚染、浄化槽からの悪臭、水質の保全、自然環境、森林・緑地の確保、自然を活かしたレクリエーション、墓地、火葬場等

① ※1 循環型社会の構築

限りある資源を大事にするまちづくりを推進し、ゴミ発生の抑制や減量化、再資源化への取り組みを促進するとともに、適正な分別収集・処理に努めます。

地球環境に影響を及ぼす温暖化に対しては、最大の原因である二酸化炭素の排出削減のための太陽光発電などの自然環境にやさしいクリーンエネルギーの利用や省エネルギーの普及など、未来を担う子ども達のためにも地球環境に負荷を与えないようその推進に努めます。

下水処理水などを農業用水や生活雑用水として再利用するなど、新たな水資源の活用を推進します。



本計画の用語解説

※1 「循環型社会」とは、廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用なものを循環資源として利用し、適正に廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。

② 自然環境・生活環境の保全

貴重な自然資源である森林、湧き水、河川、海域などの水質の保全や生態系の保全・育成を図るとともに環境教育を推進し、生物生息・生育空間の保全、自然景観等に配慮したまちづくりを推進します。

町民の誇りとなっている「世名城・当銘のガジュマル」「具志頭の福木」など、樹木を保全していくとともに、植栽等、緑を育むまちづくりを推進します。

廃棄物の適正処理の啓発・指導と不法投棄防止のための監視体制の強化に努めます。悪臭などの公害問題については関係機関と連携した対策に取り組みます。

住民、行政が一体となって一人一人の環境美化意識や環境保全意識の高揚を図ります。

施策の方針

(4) 「結いの心で支え合うふれあいのまちづくり」を推進する。

- ① 健康づくりの推進 ② 食育の推進 ③ 高齢者福祉の充実
④ 子育て支援の推進 ⑤ 障がい者福祉の充実 ⑥ 母子・父子福祉の充実

少子高齢化の進行は八重瀬町においても例外ではなく、高齢化率（全人口に占める65歳以上人口の割合）は約17%（H17国勢調査）で沖縄県平均の約16%（同）を1ポイント上回っています。高齢者は地域の歴史を知る貴重な人材であり、本町のまちづくりにおいても活用されることが期待されます。また、子どもから高齢者まで、本町に暮らす人々が健康に暮らしていくことは、活力あるまちづくりにつながるものと考えられます。住民と行政が手を取り合っ、人々が心を支え合うまちづくりを目指します。

<まちづくり町民アンケート・まちづくり地域ワークショップからの住民キーワード>

健康管理・健康づくり活動への関心、町独自の医療費の補助、老人医療対策、一人暮らし高齢者世帯への対応、老人施設状況の紹介、高齢者の経験や知識を生かした雇用対策、子供と老人の接する場作り、子育て支援、認可保育園の増加、幼児の受け入れ体制の充実、放課後児童の健全育成、障がい者との共生社会、障がい者の雇用対策、各施設機能の充実、福祉サービスの充実、地域による支援体制の強化、福祉教育や施設の改善及び普及、母子・父子家庭への支援体制母子家庭の雇用対策等

① 健康づくりの推進

疾病の予防や健康の維持・増進のための活動、高齢者・障害者の介護支援や専門的な助言、妊婦の保健指導、引きこもりの問題等、多岐に渡ります。子どもから高齢者まですべての町民一人一人が、健康であるとともに安全で安心して暮らせるよう関係機関の協力のもとで地域医療・保健体制の強化等を通して、心とからだの健康づくりを推進します。

老人医療対策の充実などとともに、住民検診の受診率を向上させ、疾病予防、治療、健康増進までの総合的な保健・医療システムの確立等に努めます。

② ※1 食育の推進

成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせません。子どもの頃に身に付いた食習慣を大人になって改めることは非常に困難であり、将来の食習慣を形成する重要な時期となります。生涯にわたって健康な生活が送れるよう家庭や学校、地域が連携した食育を推進します。

子どもに対する食育のみならず、町民一人一人が食を通して健康を考え、地域を理解し、食文化を継承していくとともに、地域の産物を活かす地産地消の推進や調理・保存方法の改善によって無駄や廃棄を少なくすることなど、家庭や学校、地域など八重瀬町一丸となって食育を推進します。



本計画の用語解説

※1「食育」とは、国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組みを指します。

施策の方針（再掲）

（４）結いの心で支え合うふれあいのまちづくり」を推進する。

- ① 健康づくりの推進
- ② 食育の推進
- ③ 高齢者福祉の充実
- ④ 子育て支援の推進
- ⑤ 障がい者福祉の充実
- ⑥ 母子・父子福祉の充実

③ 高齢者福祉の充実

高齢化が進展する中、元気で活動的に長生きすること、「健康寿命」をいかに保つかが重要です。そのためにも生活習慣病の予防や介護予防事業等の「予防重視型システム」の構築や高齢者の自立生活を支援するための各種サービスの充実を図ります。

シルバー人材センターの活用や遊休農地を利用した市民農園など、高齢者の生きがいづくりを支えるための取り組みを推進します。

一人暮らしや高齢者のみの世帯の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域ケア体制の整備を推進します。

④ 子育て支援の推進

少子化や核家族化が進行する中において、子どもを安心して産み、のびのびと育てられるための各種の子育て支援施策の充実や生活環境等の整備に努めます。

預り保育、児童館事業、子育て支援センターなどの体制を強化するとともに、情報の提供等、子育て支援を推進します。

⑤ 障がい者福祉の充実

障がい者福祉については、在宅福祉サービスなどの充実とともに、就業の場の確保など社会的支援を充実するとともに、公共施設におけるバリアフリー化などを推進します。

日常生活の支援等を行うことによって、住み慣れた家・地域で自立した生活ができるよう支援に努めます。

障がい者に対する理解を深めるための交流活動や啓発活動を推進します。

⑥ 母子・父子福祉の充実

児童扶養手当や医療費助成制度など、各種支援制度の活用を周知するとともに、関係機関の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

施策の方針

(5)「夢と未来を開く心豊かなまちづくり」を推進する。

- ① 就学前教育・家庭教育の充実 ② 学校教育の充実 ③ 平和教育の推進
- ④ 生涯学習の充実 ⑤ スポーツ・レクリエーションの振興
- ⑥ 文化・芸術の振興と歴史・文化資源の継承 ⑦ 交流と連携の推進

八重瀬町は、沖縄の自由民権運動の父「謝花昇先生」や勤労の喜びを謡った汗水節を作詞した「仲本稔先生」を輩出しており、歴史的にも教育への関心が高いまちであることが伺えます。また、各地には「獅子舞・綱引き・棒術・エイサー・港川ハーレー」など多くの伝統文化が受け継がれています。家庭教育・幼児教育、学校教育をはじめ、社会人も本町の歴史を学ぶ機会を増やすなど、生きがいづくりにつながる学習環境を整備し、人材豊かなまちづくりを目指します。

〈まちづくり町民アンケート・まちづくり地域ワークショップからの住民キーワード〉

可能性や個性を伸ばす教育、農業体験による教育、子供のための場所作り、少人数制学級を高学年まで、学校区の見直し、特色のある教育活動、高等学校の再編、小学校の早期改築、図書館の設置、学習や発表等の場作り（施設）、地域活性化のための青年会活動、サークル活動の推進、地域のリーダーや人材の育成、スポーツ施設の有効利用、学校施設の開放、スポーツ指導者の育成、スポーツ大会の定期的な開催、伝統芸能の後継者づくり、文化・芸術鑑賞の充実、芸能活動への支援、文化資源の保存、桜の植栽を増加し桜まつりを大きくする、プロチームの誘致、地域間の交流 等

① 家庭教育・幼児教育の充実

家庭教育を重視し、家庭生活における親と子のふれあいを通じた、基本的な生活習慣の育成（躾）を推進する。

幼児期は人間形成の基礎が培われる重要な時期であることから、保育所、幼稚園、小学校、家庭、行政、地域などが連携を図り、創造性・個別性を重視した幼児教育を推進します。

② 学校教育の充実

健やかな心と体、豊かな知性を備え、心身ともに調和のとれた児童生徒の育成をめざすとともに、教育的・文化的風土の醸成に努め、基礎・基本を重視した授業、学力向上に資する授業、さらには、生きる力を育む教育の推進を図ります。

地域社会に開かれた学校を目指すとともに、児童生徒が安全で楽しい学校生活を過ごせるよう学校施設の環境整備の充実に努めます

③ 平和教育の推進

平和を希求する心、生命の尊重、思いやりの心を育成するとともに、人権を尊重する意識を高めるための教育を推進します。

沖縄戦などの歴史を後世に語り継ぎ、平和を育む教育を推進します。

施策の方針（再掲）

(5) 「夢と未来を開く心豊かなまちづくり」を推進する。

- ① 就学前教育・家庭教育の充実 ② 学校教育の充実 ③ 平和教育の推進
- ④ 生涯学習の充実 ⑤ スポーツ・レクリエーションの振興
- ⑥ 文化・芸術の振興と歴史・文化資源の継承 ⑦ 交流と連携の推進

④ 生涯学習の充実

学習機会の充実や学習情報の積極的な提供に努め、すべての人が生きがいづくりを身近に感じるような学習環境の整備を推進します。

地域交流や世代間交流を推進し、家庭・学校・地域の連携で進めること豊かな人づくりや青少年の健全育成に努めます。

⑤ スポーツ・レクリエーションの振興

すべての人がそれぞれの体力や年齢に応じて気軽にスポーツに親しむことのできる魅力的なスポーツ環境づくりに努め、住民自らが率先した健康づくりを支えるため、豊かで活力のある生涯スポーツ社会を目指します。

⑥ 文化・芸術の振興と歴史・文化資源の継承

住民参画による多様な文化・芸術の企画・実施に努め、質の高い文化・芸術にふれあう機会を創ります。

文化活動にかかわる団体や人材育成を支援し、地域文化の向上を目指します。

本町が育んできた伝統文化を次の世代へ大切に保存伝承するとともに、貴重な足跡である歴史遺産や文化財の保存・活用に努めます。

⑦ 交流と連携の推進

家族の絆やコミュニティ活動、世代間交流、地域間交流、姉妹都市交流などの様々な交流や連携を強化・推進し、人と人が関わる人間関係力や生きる力を養うとともに、地域力を醸成していきます。

本格的な国際化時代において、町民の国際化意識の啓発、交流組織の構築、人材の育成・確保など、国際化に向けた対応を強化します。

施策の方針

(6) 「町民と行政の協働でつくる町民が主役のまちづくり」を推進する。

- ① 協働のまちづくりの推進
- ② 男女共同参画社会の形成
- ③ コミュニティ活動の強化

地方分権一括法により、地域のことは地域で考えていくことが、これまで以上に求められています。本町には33の行政区が存在し、それぞれの行政区においては良好なコミュニティが形成されていますが、まちづくりを推進するに当たっては、この行政区を基本としつつ、行政と住民が協力しあい、それぞれの役割を認識することによって、より良いまちづくりを展開していくことが可能となります。町民と行政が地域への愛着を持って、それぞれの役割を補完しあいながら自ら考えていくまちづくりを目指していきます。

<まちづくり町民アンケート・まちづくり地域ワークショップからの住民キーワード>

要請に対する取り組み状況の説明、情報開示、まちづくりに関するワークショップの開催、公民館等の活動施設の充実、住民が主体的に参加できる活動体制、地域間交流によるまちづくり、青年会活動の活発化、自治会の高齢化や自治会加入率の低下等

① 協働のまちづくりの推進

地方自治の主体は町民であることを再認識し、住民自治の原則に立った、町民が主役のまちづくりを推進します。

これからのまちづくりは、八重瀬町を構成する「町民、議会、役場」が、それぞれの役割を※1補完し合いながら取り組んでいかなければなりません。そのためには、町民、議会、役場の信頼関係を築いていくことが重要であり、町民への情報公開、積極的な意見の募集・反映、説明責任の実践のなどとともに、町民一人一人が、まちづくりに主体的に参加できるよう体制の強化に努めます。



本計画の用語解説

※1「補完」とは、足りないところを補って完全にすること。

「補完性の原則」を地方自治の本旨に即して例えると、町民個人や地域の課題は、町民や地域の自発的な判断と行動によって解決し、個人や地域で解決できないことを市町村が行い、それでもできないことを都道府県、それでも不可能なことを国に任せるという考え方。

② 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会の形成は、少子高齢化や介護、子育てなどの問題と切り離すことのできない課題です。男女が性別にかかわらず、女（ひと）と男（ひと）として、お互いに理解し、尊重し合い、それぞれの個性と能力が活かされる男女共同参画社会を実現させなければなりません。その実現に向け、家庭、学校、地域や企業などのあらゆる分野において、八重瀬町が一体となって積極的に男女共同参画社会を形成するための施策を推進します。

施策の方針（再掲）

（6）「町民と行政の協働でつくる町民が主役のまちづくり」を推進する。

- ① 協働のまちづくりの推進
- ② 男女共同参画社会の形成
- ③ コミュニティ活動の強化

③ コミュニティ活動の強化

合併により誕生した本町においては、住民の地域社会への愛着と連帯意識に支えられたコミュニティの醸成がますます重要になります。住民が誇りを持ち自ら考え自ら行動し、町民一人一人が主役になれるまちづくりを推進します。

- 本町のまちづくりは、33の行政区の個々を単位とした地域コミュニティを基本に展開されていますが、従来の地域単位のコミュニティだけではなく地域間や、NPOやボランティア、サークルなど、多様なコミュニティの育成を推進します。

施策の方針

(7)「情報の共有による開かれたまちづくり」を推進する。

- ① 情報伝達・共有の仕組みづくり ② 町民との対話

情報の共有による開かれたまちづくりを展開していくためには、行政が行う施策がどのようなものなのか、住民にその情報が伝わっていることが重要となります。現在、本町においては、ホームページ上において、議会情報や各課で取り組んでいる施策を掲載するなど情報公開に努めています。今後も様々な媒体を活用して、住民と行政が情報を共有できるまちづくりを目指していきます。

<まちづくり町民アンケート・まちづくり地域ワークショップからの住民キーワード>

議会議員数の削減、職員数の削減、職員の能力向上、情報化等による行政事務の合理化・効率化、企業誘致による税収の確保、新庁舎の建設等

① 情報伝達・共有の仕組みづくり

情報の共有による開かれたまちづくりを推進するには、情報は全て町民のものであるという情報共有の考え方が重要です。例えば、ある事業を行う場合、その事業費や事業期間だけを知らしめる情報公開にとどまらず、必要性や町の財政状況等も含めて広くまちづくりの観点から情報を共有し、町民の合意形成を図っていく必要があります。広報誌やホームページなど様々なメディア（媒体）を活用して行政の情報を公開し、町民と情報を共有できる環境や体制づくりを推進していきます。

② 町民との対話

町民との信頼関係を築くため、行政懇談会や地域ワークショップ、出前講座の実施や広報誌やホームページ・情報ネットワークの強化など対話の機会を幅広く設けます。

アンケートやパブリックコメントなど、広く町民の意見や提言を求めて、行政運営に活かしていきます。

施策の方針

(8) 「健全な行財政基盤を確立するまちづくり」を推進する。

- ① 効率的な行政組織 ② 財政運営の効率化

本町が合併した背景には厳しい行財政状況の打開という課題がありました。近年は地方自治体の財政破綻もみられるなど、全国的にも行財政は厳しい状況にあります。本町では、町民ができること、行政でなければ出来ないこと等、それぞれの役割を補完しあい、効率的な行財政を展開するまちづくりを目指します。

<まちづくり町民アンケート・まちづくり地域ワークショップからの住民キーワード>
議会議員数の削減、職員数の削減、職員の能力向上、情報化等による行政事務の合理化・効率化、企業誘致による税収の確保、新庁舎の建設 等

① 効率的な行政組織

多様化、高度化する町民ニーズに適切に対応するため、行政組織の見直しや情報化の推進等により、合理的な行政運営を進めていきます。

行政組織の横断的な連携強化とともに、職員の資質の向上や能力開発のための研修、専門職員の配置を行うことにより、質の高いサービスなど効率的な行政執行の体制づくりを推進します。

② 財政運営の効率化

急速に変化する社会経済情勢に的確かつ迅速に対応するため行政評価システムを導入し、事務事業の有効性や効果の評価を通して効率的な行財政運営に努めます。中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うために、自主財源の確保に努めるとともに、業務の民間委託などによる行政コストの削減などの施策を推進します。業務の効率化や費用効果、町民サービスなどを考慮し、新庁舎の整備について検討を進めます。

③ 土地利用に関する基本的な課題

八重瀬町は、旧東風平町と旧具志頭村の合併により誕生しましたが、旧東風平町は那覇広域都市計画区域で旧具志頭村は都市計画区域外であり、一つの行政区域のなかで異なる土地利用規制となっている。

まちづくり町民アンケートで都市計画について質問したところ、都市計画を知っていると回答した方は2割にも満たず、都市計画制度そのものを知らない町民が大多数である。

町民に対して都市計画制度の周知を図るとともに、都市計画区域編入について検討する必要がある。

農用地について、まちづくり町民アンケートで質問したところ、「まちの変化に合わせて、少しずつ規制をゆるくすべき」という回答が最も高くなっている。

農用地の重要性は認識しているものの、宅地利用が容易には行えない点に関して不満を感じていることが伺える。

まちづくり地域ワークショップでは「公営墓地を検討してほしい」という意見もみられ、墓地のあり方についての検討も必要である。

④ 土地利用の基本方向

八重瀬町は、本島南部に位置しており、市街地、集落、農地、森林、海岸域など多様な土地利用が図られています。将来にわたって、まちの振興・発展となる町土の利用にあたっては、自然環境の保全、地域の歴史的・文化的条件、社会・経済的条件などに配慮した秩序ある開発に努めるものとします。

また、土地利用に関する関係法（国土利用計画法／国土利用計画、都市計画法／都市計画マスタープラン・みどりの基本計画、農業振興地域の整備に関する法律／農業振興地域整備計画、森林法／森林計画、自然公園法）などとの整合を図り、計画的な規制・誘導の適正な土地利用を図っていきます。

（１）自然環境の保全

森林、河川、海岸域などは潤いや安らぎを与える貴重な自然環境であるとともに、歴史的・文化的資源も包含するなど貴重な環境要素となっており、その保全に努めます。

住民生活に身近な屋敷林なども潤いある環境形成に寄与しており、これらの保全・育成に努めます。

（２）農地の保全と有効利用

八重瀬町の基幹産業である農業の振興を図るため、優良農地の保全・整備を促進するとともに新規就農者の受入れや農地の流動化を推進し、遊休農地の解消に努め、さらに利用したい方に提供し、市民農園等の有効活用できるような対応を図ります。

農地は作物を生産する基盤であると同時に、本町の田園風景を形成する自然的環境要素となっており、農業の振興のみならず、多様な体験・交流の場として幅広い活用を図ります。

(3) 秩序ある土地利用

開発住宅団地や土地区画整理事業が行われている市街地については、良好な環境を有する秩序ある土地利用を図ります。

既成市街地においては、生活道路の整備やオープンスペースの確保等により、生活環境・利便性の向上を図ります。

各集落域については、生活環境整備等により緑豊かな潤いのある空間形成を図ります。

新たな住宅団地等の開発の際には、周辺環境に配慮し、良好な居住環境の創出に向け、秩序ある住宅地の形成に努めます。

墓地については、景観上の面からも集約化など適正な対応を図ります。

(4) レクリエーションゾーンの整備

八重瀬岳や具志頭城跡一帯の丘陵地及び具志頭海岸域は、貴重な自然が残り、優れた景観を有し、歴史的な遺跡が数多く存在します。また、一帯は沖縄戦跡国定公園として指定され、レクリエーションゾーンとして活用されています。今後もその保全に努め、既存施設等と連担したレクリエーションゾーンの形成と観光に資する土地利用を図ります。

(5) 土地利用規制の検討

現在、本町においては、都市計画法が適用される東風平地区と適用されていない具志頭地区が存在します。今後、まちづくりを進めていく上で、どのような土地利用形態が良いのか、町民の意向も踏まえつつ、様々な角度から土地利用計画の検討を進めていきます。

⑤ 構想の推進に向けて

(1) 実行性の確保

基本構想とは、今後10年間のまちづくりを総合的かつ長期的な展望を視野にもって、町の目指す将来像とそれを達成するために取り組む基本目標等を総合的かつ体系的に示した、行政運営の指針ですが、三位一体の改革、税体制や保険制度の見直し、本格的な地方分権の推進など、先行きの見えない変革の時代においては、社会情勢の変化等を十分に見据え、迅速に対応していかなければなりません。そのためには、総合計画においても必要に応じて見直しを行い、計画的なまちづくりの実効性を確保します。

(2) 関係機関との連携

本基本構想の実現にあたっては、国、県などの上位計画との整合性及び民間部門との協力調整を図ります。また、近隣市町等との連携を密にし、広域的な協力体制のもとにまちづくりを推進します。